

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 6 年度
計 画 主 体	秩 父 市

秩 父 市 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

<連絡先>

担 当 部 署 名	産 業 観 光 部 農 政 課
所 在 地	秩 父 市 熊 木 町 8 番 1 5 号
電 話 番 号	0 4 9 4 - 2 5 - 5 2 1 0
F A X 番 号	0 4 9 4 - 2 5 - 0 1 3 6
メー ル ア ド レ ス	nogyo@city.chichibu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ヒヨドリ、クマ、カワウ
計画期間	平成26年度 ~ 平成28年度
対象地域	秩父市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害額(千円)
ニホンザル	豆類、果樹、野菜、 いも類	297	7,971
イノシシ	稲、豆類、果樹、野菜、 いも類、工芸作物	304	5,889
ニホンジカ	稲、豆類、野菜、いも類	183	5,829
ハクビシン	豆類、果樹、野菜、 いも類	69	1,852
アライグマ	果樹	1	60
カラス	果樹、飼料作物、野菜	26	156
ヒヨドリ	果樹	22	716
クマ	果樹、工芸作物	11	120
カワウ	魚類資源、養殖魚	—	—

注 1 この他、上記以外で被害額には表れていない被害も発生している。

注 2 上記の被害面積・被害額は、林業被害は含まれていない。

(2) 被害の傾向

<p>○ニホンザル</p> <p>年間を通じて一部地域を除く市内の山際、荒川河川沿いで頻繁に出没し、市内全域で約10群が農作物被害を発生させており、その区域は拡大傾向にある。</p> <p>また、人里への依存度も上がり、住居への侵入等生活被害も発生しており、今後、人的被害の発生が懸念されている。</p> <p>その反面、一部の農家、集落ではあるが、追払い活動、電気柵の設置等、効果的な被害対策を実施し成果をあげており、市全体の農作物被害としては減少傾向にある。</p>
<p>○イノシシ</p> <p>年間を通じて市内の山際で出没し、農作物被害を発生させている。</p> <p>また、畦畔の掘起し、果樹の根元の掘起し等間接的な被害も発生している。</p>
<p>○ニホンジカ</p> <p>年間を通じて市内の山際、荒川河川沿いで頻繁に出没し、農作物被害を発生させている。また、市内全域の森林において、植林地のスギやヒノキなどの苗木や下層植生の食害などの被害が拡大している。</p> <p>さらに、国道上で自動車との接触事故も発生しており危惧している。</p>
<p>○ハクビシン</p> <p>年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、住居への侵入等、生活被害も発生させている。</p>
<p>○アライグマ</p> <p>年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、住居への侵入等、生活被害も発生させている。</p>
<p>○カラス</p> <p>年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、畜産業被害、ゴミ荒らし、糞被害等、生活環境被害も発生させている。</p>
<p>○ヒヨドリ</p> <p>主に果樹園での農作物被害を発生させており、年々増加傾向にある。</p>
<p>○クマ</p> <p>市内山間部のスギやヒノキの人工林において、植林木に樹皮剥ぎの被害を発生させている。また、人里への出没が頻繁に確認されており、人的被害が懸念されている。</p>
<p>○カワウ</p> <p>年間を通じて、荒川河川沿い、ダム周辺において魚類資源の捕食、養殖されている魚への食害を発生させている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)
被害面積 (市全体)	9.5ha	5.0ha
被害金額 (市全体)	2,391万円	1,500万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	①有害鳥獣捕獲	地元猟友会に委託しているが、猟友会員数の減少や高齢化が進んでいるため、後継者の育成が必要である。 大型獣の場合、捕獲後の埋設処理が困難であり、また、焼却処分できる施設もない。 捕獲獣の有効活用(ジビエ)も視野に入れているが、様々な問題があり、流通に至っていない。
	②アライグマの捕獲	埼玉県「アライグマ防除実施計画」に参画し、従来実施している有害鳥獣捕獲とは別に、体制を整え捕獲を実施しており、成果が上がっているが、捕獲後の処理及び処分方法の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	①電気柵等設置に対する補助 ・H23年度実績：23件 ・H24年度実績：54件 ・H25年度実績：78件 (※ H25年12月末現在)	特にサル被害が発生している地域を中心に、低コスト電気柵「埼玉型電落くん2号」の設置を推進しており、平成24年度より設置件数が急激に増加し、被害減少が期待される場所である。 しかし、設置後の維持管理が不十分な状況も見受けられ、人的な要因による被害発生が懸念されることから、今後、現地にて正しく維持管理が実施できるよう、指導していく必要があると考える。

	②地域が主体となった鳥獣被害対策の推進	地域内外問わず、未だに温度差があり、一部地域を除いては、未だに捕獲のみに頼った被害対策しか実施しておらず、この場合、被害も増加傾向にある。
	③テレメトリーを活用したサル被害対策	箱罠でのサルの捕獲が難しく、発信機の更新が出来ていない。 今後、箱罠での捕獲実績が上がるよう、捕獲技術検討会等を実施したいと考える。

(5) 今後の取組方針

<p>①地域が主体となった被害対策の実施 被害農家を中心に地域住民が主体となり、徹底した追払い活動や緩衝帯の設置等を実施し、獣害に強い地域づくりの推進を行う。</p> <p>②テレメトリーシステムの効果的な活用 深刻な問題となっているサル被害に対し、テレメトリーシステムを活用し、相手を知ること、被害発生前に効果的な追払いを実施する。</p> <p>③電気柵設置等防除対策の推進 低コスト電気柵等を利用した被害防除の取組に対し、技術指導及び財政的な支援等を行い、被害減少を図る。</p> <p>④被害防止を目的とした有害鳥獣捕獲の実施 従来実施している有害鳥獣捕獲はもとより、地域の被害状況に応じた、適切かつ効果的な捕獲を実施する。</p> <p>⑤埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲の実施 特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲・調査の実施と、生息域及び被害状況が同様なハクビシン等の捕獲を積極的に実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>従来どおり猟友会と委託契約を締結し、地区ごとに各猟友会又は各支部単位で農作物被害等が発生した都度、捕獲を実施する。</p> <p>捕獲体制については、市が被害発生地区ごとに許可を受け、該当地区を担当する各猟友会又は各支部の会員が捕獲従事者となる。</p> <p>また、今後設置を検討している、有害鳥獣被害対策実施隊に捕獲班を編成し、より効果的な捕獲を実施したい。</p> <p>なお、アライグマの捕獲に関しては、県の定めるアライグマ防除実施計画に基づき猟友会員を従事者とし、通年箱罠での捕獲を実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成26年度 ～ 平成28年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ カラス ヒヨドリ クマ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲罾の貸与・貸出 ・ 新規狩猟免許取得者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲従事者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲従事者研修会の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>県鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき案件ごとに適切な捕獲頭数を許可している。</p> <p>ニホンザルについては、市内に出没する13群の推定生息数約600頭の10%を目安に、捕獲数の設定を行った。</p> <p>イノシシについては、過去5年間の有害鳥獣年間捕獲数の平均値と現在の被害状況を考慮し、捕獲数の設定を行った。</p> <p>ニホンジカについては、過去5年間の有害鳥獣年間捕獲数の平均値と国の方針を考慮し、捕獲数の設定を行った。</p> <p>アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンザル	60	60	60
イノシシ	100	100	100
ニホンジカ	500	500	500
アライグマ	全 頭	全 頭	全 頭

捕獲等の取組内容
<p>ニホンザルは、捕獲檻及び銃器を用いて、狩猟期間を問わず有害鳥獣捕獲許可に基づき市街地を除く市全域で捕獲を実施する。</p> <p>イノシシは、くくりわな、捕獲檻及び銃器を用いて、狩猟期間を除き有害鳥獣捕獲許可に基づき、市街地を除く市全域で実施する。</p> <p>ニホンジカは、くくりわな及び銃器を用いて、狩猟期間を除き有害鳥獣捕獲許可に基づき、市街地を除く市全域で実施する。</p> <p>アライグマは、捕獲檻を用いて、一年を通して市全域で実施する。</p> <p>その他の有害鳥獣についても、くくりわな、捕獲檻及び銃器を用いて効果的な捕獲に努める。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
秩父市	許可権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	電気柵 2.0 km 防護柵 1.0 km	電気柵 2.0 km 防護柵 1.0 km	電気柵 2.0 km 防護柵 1.0 km

(2) その他被害防止に関する取組

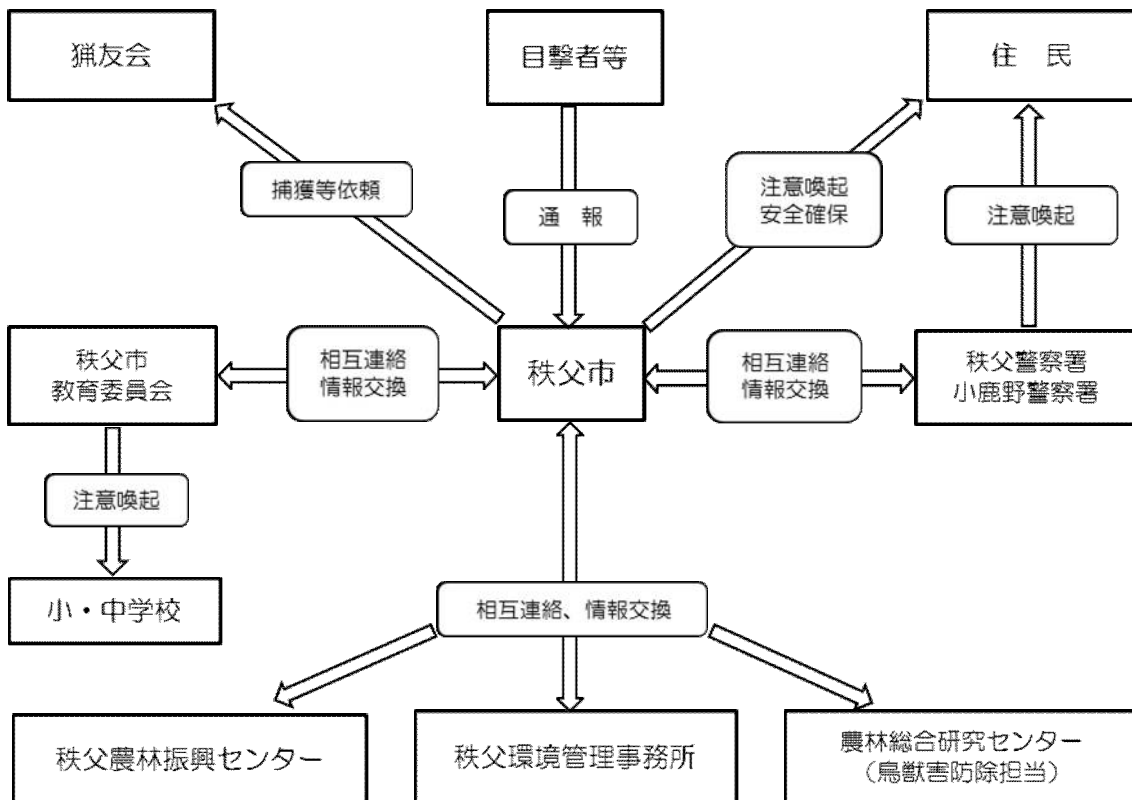
年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度 ～ 平成28年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ カラス ヒヨドリ クマ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策研修会の開催 ・ 電気柵等維持管理に関する講習会 ・ 緩衝帯等の設置 ・ 放任果樹の管理並びに除去 ・ テレメトリーを活用した効果的な被害対策の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割 (例：クマ出没)

関係機関等の名称	役 割
秩 父 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等により住民へ注意喚起 ・ パトロール等により住民の安全確保 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換 ・ 各猟友会へ捕獲等の依頼
秩父市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父市と相互連絡 ・ 各小中学校へ注意喚起
秩父警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民へ注意喚起 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父市猟友会 奥秩父猟友会 西秩父猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等を実施 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父環境管理事務所 秩父農林振興センター 農林総合研究センター (鳥獣害防除担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と相互連絡、情報交換

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	秩父地域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	事業の推進、住民への意識高揚
秩父市農業委員会 横瀬町農業委員会 皆野町農業委員会 長瀬町農業委員会 小鹿野町農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
ちちぶ農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚
秩父観光農林業協会	事業の推進、住民への意識高揚
秩父広域森林組合	事業の推進、住民への意識高揚
秩父地区猟政連絡協議会	事業の推進
秩父漁業協同組合	事業の推進
林野庁埼玉森林管理事務所	事業の推進
埼玉県秩父地域振興センター	事業の推進
埼玉県秩父環境管理事務所	事業の推進、対策の助言・指導
埼玉県秩父保健所	ジビエの活用に関する助言・指導
埼玉県農林総合研究センター	事業の推進、対策の助言・指導
秩父市猟友会 武甲猟友会 北秩父猟友会 西秩父猟友会 奥秩父猟友会	事業の推進
東京大学秩父演習林	事業の推進
秩父農林振興センター	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

総合的な被害防止対策を推進すべく、設置に向け検討を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域別に、被害農家を中心とした地域住民が主体となった鳥獣被害対策が実施できるよう、研修会等を開催し、状況によっては地域協議会の設立等体制づくりを推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設処理又は持ち帰り等を行っているが、今後、焼却処分について協議・検討が必要と考える。

アライグマについては、二酸化炭素を用いた殺処分を行っている。

食肉としての利活用について、今後、あらゆる状況を考慮し、推進していきたいと考える。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

【所管別鳥獣被害対策実施方針】

○本庁管内：ニホンザルによる被害対策を中心に、電気柵等の推進を行い、「自分の畑は自分で守る」という意識を高める。また設置した電気柵等が継続して維持管理できるよう、定期的に現地指導を実施する。さらに、効果的な追払い等が実施できるようテレメトリーを活用し、被害減少を図りたい。

○吉田管内：イノシシ、ニホンジカによる被害対策を中心に、電気柵等の推進を行い、「自分の畑は自分で守る」という意識を高める。また、設置した電気柵等が継続して維持管理できるよう、定期的に現地指導等を実施する。

○大滝管内：ニホンザル、ニホンジカによる被害対策を中心に、電気柵等の推進を行うと同時に、猟友会協力のもと適正な捕獲を実施する。

○荒川管内：ニホンザル、ニホンジカによる被害対策を中心に、電気柵等の推進を行うと同時に、猟友会協力のもと適正な捕獲を実施する。

